

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本業務委託（以下「業務」という）にあたっては、国土交通省都市・地域整備局「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2024」に準ずる他は、本特記仕様書（以下「仕様書」という）に基づき実施するものとする。

第2条 呼 称

仕様書において、委託者とは施設管理者をいい、受託者とは、作業機関をいう。また、監督者とは委託者が定める担当職員をいう。

第3条 疑 義

業務の実施にあたって疑義を生じた場合は、速やかに市と協議し、その指示に従うものとする。

第4条 資料等の貸与及び提供

委託者は受託者に対して業務に必要な関係資料の貸与及び資料の提供を行うものとし、受託者は業務完了後、ただちに返還しなければならない。

第5条 諸法規の厳守

受託者は、業務の実施にあたり、諸法令及び諸法規等を厳守しなければならない。

第6条 費用の負担

仕様書に明示なく、業務上必要なことについては、受託者の負担で実施するものとする。

第7条 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に洩らしてはならない。

第8条 成果品の誤り

成果品に誤りが判明した場合、業務完了後であっても受託者の責任において速やかに訂正するものとし、これに要する経費は、受託者の負担とする。

第9条 成果品の帰属

成果品は全て市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに他に公表・貸与してはならない。

第2章 業務の内容

第10条 範 囲

場 所 宇都宮市下田原町3434番地

第11条 目的及び内容

1項 目 的

専門家による劣化状況の点検を実施し、安全対策計画に資するものとする。

2項 内 容

- ・対象遊具施設等 下田原運動場のアスレチックほか
- ・作業員 点検作業員は、社団法人日本公園施設業協会認定の公園施設製品整備技士及び、それに準ずる資格を取得している者とし、委託者が認めた者とする。
- ・安全点検 遊具施設の破損、老朽判断、継ぎ部分のゆるみ及び固定部、可動部、支柱、塗装等の安全点検を目視、触診、打診にて劣化診断を行う。
また、必要に応じ、ボルト・ネジ等の増し締め、遊具可動部への注油作業を行う。欠損・破損を確認した際には、ただちに市に報告すること。
- ・写真管理 施設全体、個別写真、劣化部分等の判断に必要な写真を提出すること。
- ・資料の作成 点検業務に伴う資料の作成を行う。

《判定基準》

点検報告に基づき、遊具施設等の安全性について以下の基準により判定を行うこととする。

◎劣化診断

- A：現状において問題がない。
- B：やや劣化の兆候があるため、監視を続ける必要がある。
- C：部分的な異常があり、部分修繕が必要である。
- D：重要な部分に異常があり、部分修繕が必要。
- E：主要箇所に重大な異常があり、使用不可能である。

◎塗装診断

- A：塗装の必要はない
- B：部分塗装が必要
- C：全体に塗装が必要
- D：ケレン再塗装が必要

第12条 成果品

業務完了後に納入する成果品は、次のとおりとする。

1. 図面（A4またはA3サイズ）
 - （1）各遊具施設配置図面
 - （2）その他必要な図面

2. 調書（A 4 サイズ）

- （1）一覧表及び劣化判断表
- （2）各施設の遊具名称及び劣化判断表
- （3）その他必要な書面

3. 写真（A 4 サイズ）デジタルカメラ使用

- （1）遊具全体写真
- （2）各遊具別写真
- （3）劣化部分写真
- （4）その他必要な写真

4. 修繕見積書

点検により、修繕や更新が必要と認められる場合に提出するものとする。

また、修繕が可能な遊具については、修繕方法についても明記するものとする。

点検結果報告書は作業終了後、速やかに提出すること。また、点検結果及び今後の管理に対する注意点について市に説明を行うこと。

第 12 条 業務実施日時

遊具点検業務実施日時については事前に施設管理所長と協議し、授業等に支障のないようにすること。

第 13 条 その他

- 1. 作業実施にあたっては、作業員の安全はもとより、周囲の状況に留意し、危険防止に努めること。
- 2. 作業実施にあたっては、作業箇所の整理整頓に十分配慮すること。
- 3. 緊急時の応急処置、及び連絡方法について事前に打ち合わせておくこと。
- 4. 作業実施日程等については、事前に施設管理所長と協議し決定すること。
- 5. 施設及び備品等を破損した場合は、責任をもって取替え、もしくは修繕を行うこと。
- 6. 契約の履行に際し、労働安全衛生法等関係諸法令及び仕様書等の遵守を徹底すると。
- 7. 業務計画の作成段階から、安全対策を徹底すること。
- 8. 朝礼、ミーティングの実施により、作業手順や作業時の安全確認、体調や服装・装備の点検の実施を徹底すること。
- 9. 履行の際には、周辺住民や通行車両等の第三者の安全確保に努めること。
- 10. 緊急時の連絡体制を整備し、作業中に事故等が発生した場合には、直ちに市に連絡するとともに、報告書を提出すること。
- 11. その他本仕様書に定めのない事項については、その都度市と協議すること。